

【様式②A】道院用

2018年1月21日

道院長 各位

埼玉県 少林寺拳法連盟

「2018年度 考試員・審判員講習会」の開催について

合 掌

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年度、考試員・審判員講習会を下記の通り開催いたします。

つきましては、道院長及び受講資格（四段以上）に該当する拳士は受講してください。

受講の申込みは、予め本案内をご確認の上、1月18日にUNITYより受講対象者へ送信される申込み案内メールに基づき、マイページより手続きを行ってください。

結 子

記

1. 日 時 2018年 3月 21日(水) 9:00 ~ 16:30

2. 会 場 _____

3. 受講対象、受講費用 ※ () 内は税込額【消費税8%として算出】

資格	受講資格	受講費	登録料	袖章代	合計	備考
1級考試員・1級審判員	六段以上	4,000円 (4,320円)	6,000円 (6,480円)	1,000円 (1,080円)	11,000円 (11,880円)	・今期認定期間は、 2018~2021年度 ・費用は任期分全額 を納入
2級考試員・2級審判員	五段・四段	4,000円 (4,320円)	4,000円 (4,320円)	1,000円 (1,080円)	9,000円 (9,720円)	
資格変更(2級→1級)	六段合格者	4,000円 (4,320円)	2,000円 (2,160円)	1,000円 (1,080円)	7,000円 (7,560円)	

【注意事項】

- ①四段以上の者は、毎年の受講を原則とする。
- ②今期認定期間は2018年度から2021年度。
- ③考試員・審判員資格は受講申請時の武階に基づく。三段の者が3月に四段昇格見込みで受験することは不可。
※受講後に昇格した場合は、2018年度は資格据え置きとなる。
- ④2017年度の拳士としての状態が休眠及び2018年度休眠予定の者は受験不可。
※2018年度において、休眠の期間は資格に基づく活動は不可。
- ⑤本行事はSHORINJI KEMPO UNITYから少林寺拳法連盟への業務委託に基づき、都道府県連盟が主管する。
- ⑥考試員・審判員資格が認定された有資格者には資格に応じた考試員袖章を付与される。
- ⑦4年間の任期中でも未受講の年度は、その年度の考試員・審判員の任務に就くことはできない。

4. 考試員・審判員の資格 (内容)

資格	範 囲
1級考試員	中拳士三段以下の昇格考試の審査
2級考試員	准拳士初段以下の昇格考試の審査

資格	範 囲
1級審判員	全国大会以下の審判
2級審判員	地方(複数県合同開催)及び都道府県大会以下の審判

5. 受講申込み手続きについて

- (1) 1月18日に受講対象者に申込み案内メールが送信されます。
※携帯電話の設定によっては受信されない場合があります。その場合でもマイページからの手続きは可能ですので、マイページをご確認ください。
- (2) 1月18日以降、マイページの『行事申込手続』欄の「手続きする」を選択してください。
- (3) 所属の所在地の都道府県に加えて、エリア内各都道府県の考試員・審判員講習会が表示されますので受講する都道府県の考試員・審判員講習会を選択して、受講申込み及び受講費用納入の手続きを行ってください。

締切後の手続きについて、開催連盟が受け入れ可能な場合に限り、開催連盟を通じてエリアサポートセンターにお問い合わせください。

受講申込み締切：開催日5日前(受講費用納入は開催前日まで)

※エリア外の都道府県での受講を希望する場合は、エリアサポートセンターにお問い合わせください。

(エリア内外にかかわらず、他連盟での受講は、所属連盟、開催連盟の了解が必要です。)

6. 受講について 本講習会には、道衣・筆記用具を持参してください。

以上